

# 第4回 射水市総合計画審議会

## 会 議 録

平成26年4月25日(金)

## 第4回 射水市総合計画審議会

日 時：平成26年4月25日（金）午後1時30分

会 場：小杉庁舎303、304会議室

### 【議事日程】

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議

（1）第3回射水市総合計画審議会会議録の確認について

（2）射水市総合計画（素案）に対する意見等について

4 そ の 他

5 閉 会

〔敬称略、順序不同〕

【出席者】

< 委 員 >

会 長 岡 田 敏 美（富山県立大学地域連携センター所長）  
副会長 成 瀬 喜 則（富山高等専門学校副校長）  
東 忠 夫（公募委員）  
越 後 嘉 一（射水青年会議所理事長）  
大 角 誠 治（射水市医師会長）  
岡 田 順 子（射水市婦人会副会長）  
尾 山 春 枝（新湊漁業協同組合代表理事組合長）  
垣 内 恵 子（射水市 P T A 連絡協議会監事）  
楠 井 悦 子（小杉地区地域審議会）  
小 杉 雅 美（公募委員）  
佐 伯 日 登美（大門地区地域審議会）  
波 谷 英 昭（公募委員）  
島 倉 文 則（下地区地域審議会）  
新 中 孝 子（射水市地球温暖化対策推進市民会議）  
中 川 保（射水警察署長）  
中 川 由 紀子（新湊地区地域審議会）  
野 上 習 次（公募委員）  
前 田 清 美（大島地区地域審議会）  
牧 田 和 樹（射水市商工協議会長）  
水 元 睦 雄（いみず野農業協同組合代表理事組合長）  
宮 城 澄 男（射水市地域振興会連合会長）  
村 上 俊 也（公募委員）  
盛 光 文 雄（射水市社会福祉協議会副会長）  
八 嶋 佑 二（射水市観光協会長）  
山 本 大 志（国土交通省北陸地方整備局伏木富山港湾事務所長）  
和 田 朝 子（射水市芸術文化協会理事）

< 行政部局 >

泉 洋 (副市長)	結 城 正 斉 (教育長)
肥 田 幸 裕 (議会事務局長)	竹 内 直 樹 (市長政策室長)
村 上 欽 哉 (行政管理部長)	寺 岡 伸 清 (市民環境部長)
渋谷 俊 樹 (福祉保健部長)	河 原 隆 幸 (産業経済部長)
樋 上 博 憲 (都市整備部長)	山 崎 武 司 (上下水道部長)
麻野井 英 次 (市民病院長)	安 田 秀 樹 (市民病院事務局長)
竹 谷 進 (消防長)	岡 本 昭 彦 (検査室長)
橋 詰 通 (教育次長)	
事務局	
稲 垣 和 成 (市長政策室次長)	一 松 教 進 (政策推進課長)
中 川 一 志 (政策推進課長補佐)	助 田 綾 乃 (政策推進課主任)
笹 川 栄 司 (政策推進課主任)	笠 間 正 和 (政策推進課主任)
熊 藤 洋 介 (政策推進課主任)	竹 口 亜 希 (政策推進課主事)
白 石 友 樹 (政策推進課主事)	

## 1 開 会

### 【事務局】

定刻になりましたので、ただいまから第4回射水市総合計画審議会を開催いたします。

会議に先立ちまして、委員の交代がございましたのでご紹介させていただきます。3月25日付で中島委員にかわりまして、射水警察署長の中川保様が委員に就任されております。

また、市側の出席者も4月1日付人事異動により変更がございますが、本日の出席者とあわせまして、お手元の席次表でご確認いただきますようお願いいたします。

なお、本日、上野委員、金岡委員、西田委員、野村委員、山崎委員におかれましては、ご都合が悪く欠席されるとのご連絡をいただいておりますのでご報告いたします。

それでは、初めに会長からご挨拶をいただき、引き続いて議事の進行をお願いしたいと思います。岡田会長、よろしく願いいたします。

## 2 会長あいさつ

### 【会長】

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、皆様には、第4回総合計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

前回の総合計画で素案がまとまったということは、既に皆様ご承知のことと思いますが、その後ご案内しましたように、市議会の皆様から、そして県議会議員の皆様から、そしてパブリック・コメントで市民の皆様から意見聴取がなされました。

そのように色々な分野からいただきましたご意見を、私どもの策定してきた素案に肉付けをして、10年を見越した総合計画の総仕上げをするのが本日の目的でございますので、時間は短いですが、皆様方がこれまでご発言されたことがどのように反映されているのか、また、言い忘れたことがございましたら、ぜひ忌憚のないご意見をいただいて、今後、色々な枝を付けたり、花が咲くような具体的な事業を市及び市民が協働して実施できるようないいプランにしたいと思っておりますので、よろしく願いします。

今日、総合的な素案が完成品としてまとめれば、来月にも市長へ答申をすることになり

ます。

では、進めさせていただきます。

3 協 議 議事進行中は、【会長】を【議長】と表してある。

【議長】

それでは、早速議事に入りたいと存じます。皆様方のお手元に、本日の次第がございます。3番目の協議から始めていくわけですが、その前に、事務局から配付資料の確認をしていただきたいと思います。

【事務局】

本日使用する資料について確認させていただきます。先日、事務局から郵送で委員の皆様宛に配付させていただきましたものが、本日使用いたします資料でございます。

資料を5種類配付してございます。1つ目が資料1「第3回射水市総合計画審議会会議録」でございます。2つ目が資料2「第2次射水市総合計画(案)」でございます。3つ目が資料3「射水市総合計画(素案)に寄せられたご意見等の概要とその対応」についてでございます。4つ目が資料4「射水市総合計画顧問会議等におけるご意見」でございます。5つ目といたしまして、参考資料「第3回総合計画審議会後の修正一覧」、以上でございますが、お手元でございますでしょうか。ご確認をお願いいたします。

【議長】

資料の過不足あるいは乱丁、落丁等があれば、お知らせください。

では、資料を確認されたということで次に入ります。次第3の協議「(1)第3回射水市総合計画審議会会議録の確認について」の説明をお願いします。

【事務局】

資料1「第3回射水市総合計画審議会会議録」についてご説明いたします。会議録につきましては、委員の皆様には先にご一読いただいていると思います。会議内容を変えない形で若干の修正は行っておりますが、内容を確認していただくという形で会議を進めさせていただきます。

また、会議録の公表に当たりましては、審議会運営要領に基づきまして、委員のお名前を記載せずに公表するものでございますので、この点も合わせてご確認いただきたいと思います。会議録につきましては以上です。

【議長】

ありがとうございました。事前に読んできていただいていると思いますが、特に不都合な点はございますでしょうか。

（発言なし）

【議長】

ホームページで公表されることとなりますが、名前は出ませんが、言葉遣い等で気になることがあれば、お知らせいただければ修正はまだ可能でございます。

これはまだホームページには出ていませんが、いつ頃出るのでしょうか。

【事務局】

ホームページでの審議会の公表状況についてお話ししますと、これまで全体会が3回、部会も3回開催されておりますけれども、それぞれの審議内容、概要等、会議録も合わせまして、ホームページにアップしてある状況でございます。

今回資料として提示している第3回会議録につきましては、この審議会終了後、ホームページにアップしたいと考えております。議事の内容につきましては、既に開催したということでホームページにアップしてございますが、会議録だけは抜けた状態になっております。この場で了承をいただいたということで、この後すぐにアップするという形になります。

【議長】

細かいようですが、この会議が終わるまでは修正可能ということです。会議録につきましては、了承されたということとさせていただきます。

次の協議「(2)射水市総合計画(素案)に対する意見等について」に入ります。事務局からは、パブリック・コメントでは、基本的にはこの審議会で議論されたものに肉付けする方向の意見であったと聞いておりますが、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

まず、資料2につきましては、現段階での修正を踏まえた最終的な総合計画の案でございます。資料3につきましては、射水市総合計画(素案)に寄せられたご意見等の概要とその対応についてでありまして、先の3月10日から今月4月9日までの1カ月間、市のホームページ、あるいは各庁舎の行政センターなどにおきまして、パブリック・コメントを実施しましたが、そこに寄せられた意見や提言などについて、総合計画の構成順に整理したものであります。

パブリック・コメントにつきましては、4名の市民の方から計36項目のご意見、ご提言がございました。それでは、内容を説明していきたいと思えます。一覧表では、左のほうから通し番号、意見のあった対象箇所、寄せられた意見・提言の内容、意見等に対する事務局の考え方、修正の有無という形で記載をしております。資料2とあわせてご覧ください。

まず、通し番号1であります。幸福度についてのご意見でございました。素案の8ページをご覧ください。上から10行目になります。近年、「幸福度」という指標が注目されており、まちづくりにおいては個人の幸福度をどう高めていくか、という視点も重要になっていきます」と記載しております。これに対して寄せられたご意見、ご提言については、幸福度については施策などが十分展開できないことから次回の見直しまでの調査研究課題とし、削除すべきではないか、というご意見がございました。事務局の考え方としましては、「幸福度」は個人による主観的な指標でもあることから、現在、先進地の市町村の動向を注視するとともに、指標や施策への関連付けなども調査研究していきたいと考えております。従いまして、主要課題だけの記載ということにしておりますので、修正はしない対応にしたいと考えております。

続きまして、通し番号2番であります。同じく「第4章 まちづくりの主要課題」のうち、「第2 安全・安心に対する意識の高まり」の「2 環境問題の深刻化への対応」についてであります。これに対しても資料2の8ページになりますが、下から4行目、「生物の多様性の損失」という文言が記載してあります。これについて、「損失」ではなく「喪失」ではないか、というご意見でしたが、事務局の考え方としましては、環境省が示す環境白書の表記に沿い、生物の多様性を大切な資産と捉え、「損失」と記載し、修正はしないことで考えております。

続きまして、通し番号3番ですが、対象箇所としましては、「第4 持続可能な行財政運営」のうち、「2 国・地方を通じた厳しい財政状況への対応」についてであります。資料2の10ページをお開きください。下から2行目ですが、「将来にわたる健全財政の堅持に向けた取り組みを着実に進める必要があります。」と記載しております。これに対して寄せられたご意見は、「将来にわたる健全財政」を「将来にわたる安定した健全財政」ということで「安定した」という文言を追加すればどうか、というご意見がございました。これにつきまして事務局の考えとしましては、「健全財政」の「健全」には、ご指摘の「安定した」という意味も含まれており、文言の追記の必要はなく、修正はしないもので考えておりま



す。

続きまして、基本構想「第11章 構想の実現を目指して」についてであります。通し番号4番目になります。対象箇所としましては、資料2の24ページをお開きください。一番上に、「第11章 構想の実現を目指して」とありますが、総合計画を着実に推進していくため、云々と書いてありますが、寄せられたご意見といたしましては、「時代に適応した市政を進めていく必要があります」の前に、「時代に対応した行政サービスの提供、情報公開と広報広聴の推進、電子自治体の推進、危機事象に的確に対応しつつ」を挿入してはどうか、というご意見がございました。事務局の考えとしましては、ご提案の内容は、市政運営の基本的事項と捉えていること、それから、基本計画の中でも適宜記載しているということで、この章においては大きく変更はございませんが、ただ1点、「第1 市民等との協働による計画の確実な推進」の中ほどにあります、「積極的な広報・広聴活動による情報開示を行い」として、広報・広聴活動について、ここで追加修正をしたいと考えております。

資料3の2ページ目をご覧ください。基本計画についてのご意見です。第1章の総論には3点ありますが、いずれも重点プロジェクトについての意見でございます。まず、通し番号の5番目、重点プロジェクトとするための判別・特化条件や重点プロジェクトの推進方法の財源措置、成果の評価、各論との関係など、総合計画の実施に際して混乱を生ずるのではないかというご意見がございました。これに対する事務局の考えとしましては、重点プロジェクトは、基本計画の各論に位置付けた施策や事業の中から、特に重点的・集中的に取り組む施策・事業を5つの政策分野ごとにお示ししております。その実施においては、全庁的に横断的・戦略的に取り組むとともに、予算を重点配分し、その成果についても評価するという事としております。

続きまして6番目であります。対象箇所については、資料2の31ページをご覧ください。左側の一番上、「上水道施設における耐震化整備の推進」と記載しておりますが、これに対して寄せられた意見として、「上水道施設における耐震化整備の推進」を「上下水道施設における耐震化整備の推進」とし、「下水道施設」についても追加すべきではないかというご意見がございました。事務局の考えとしましては、上水道施設は、生命に直結するライフラインであり、安定供給が必須であることから、耐震化を重点プロジェクトに掲げております。なお、下水道施設については、老朽化対策として計画的に更新を進める中で、同時に耐震性の向上も図ることとしております。従いまして、修正はしないことで考えております。

続きまして、通し番号7番であります。対象箇所としては、同じく重点プロジェクトの安全・安心に関する政策のうち、地域の防災体制の整備についてであります。31ページの上から7つ目でございますが、災害等の発生時における組織体制の強化と迅速な対応の確保という点でございます。これに寄せられたご意見としましては、主な内容に「市内立地の企業などにもBCPの策定の推奨と訓練」を追加してはどうか、というご意見がございました。これにつきましては、基本計画の中で修正したいと考えており、資料2の152ページをご覧ください。中ほどに、「第1 災害等の発生時における組織体制の強化」のうち、1の「(3)事業所・企業におけるBCP策定の促進」ということで追加修正したいと考えております。

続きまして3ページになります。基本計画第2章の各論に対するご意見になっていきます。まず、「第1部 豊かな心を育み誰もが輝くまち」ということで、通し番号8でございます。「第1節 子ども・子育て支援の推進」におきまして、【現況と課題】に記載してある「子どもの最善の利益」について、重要なことなので注釈を追加してはどうかというご意見がございました。これにつきましては、ご指摘を踏まえまして、子どもの最善の利益について、記載のとおり注釈を追加修正したいと考えております。

9番目になります。「第2節 学校教育の充実」について、昨今のトラブルを踏まえ「食材などの品質管理の徹底」を追加してはどうかというご意見がございました。これについても、ご提案の趣旨を踏まえ修正したいと考えております。資料2の44ページをお開きください。「6 学校における食育の推進」の「(2)学校給食の充実」において、「ア 安全な給食の提供」ということで追加修正をしております。

10番目になります。「第2節 学校教育の充実」、それから11番目、「第4節 家庭教育・地域における教育の充実」ということで、この両方につきましては郷土愛を高めるためのご意見であります。これらにつきましては、引き続き郷土愛の認識を高めるということで、基本計画の沿った様々な取り組みを推進するというところで、修正はしないことで考えております。

続きまして12番目になります。「第1節 生涯学習活動の推進」についてであります。ご意見の内容としては、図書館の利用状況を見ると、新湊図書館より下村図書館の利用が多く、その原因を分析すれば、学校教育、家庭教育、図書館の配置などの活用策が見えてくるのではないかというご意見がございました。これについてもご提案の趣旨を踏まえ、様々な分析結果を今後の図書館運営等に活用していきたいと考えております。

続きまして4ページ目をお開きください。13番になります。放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携強化あるいは国の施策の一元化についてのご意見がありました。事務局の考えとしましては、当面はそれぞれの質・量の充実に図ってまいります。また、両事業の連携強化について協議しており、放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加するなどの連携も既に実施しております。なお、両事業の一元化については、今後の国の動向を見極めながら対応していくこととしております。

通し番号14番、「第2節 人権尊重社会の推進」についてであります、「SNS」について、注釈を追加してはどうかとのご意見がございました。これについては、前述しておりますので、修正はしないことで考えております。

続いて「第2部 健康でみんなが支え合うまち」に関するご意見でございます。15番目、「第3節 発展性のある市民病院の運営」について、「系統的マネジメント・システム」より「階層的で系統的マネジメント・システム」という表現のほうがなじむのではないかとのご意見がございました。事務局の考えとしましては、バランススコアカードは、各目標が戦略達成に向けた階層的な因果関係として位置付けられるものですが、「階層的」なマネジメント・システムに限定しているものではないため、修正の必要はないものと考えております。

16番目ですが、同じく「第3節 発展性のある市民病院の運営」についてであります。資料2の92ページをご覧ください。上の表中に、「DPC」、「クラーク」といった文言がありますが、こういうものについて注釈を追加してはどうかというご意見がございました。これにつきましては、記載のとおり、それぞれ注釈を入れるということで追加修正したいと考えております。

続きまして「第4部 潤いのある安心して暮らせるまち」についてのご意見でございます。通し番号17番になります。「第2節 循環型社会の構築」について、取組を効果的に進めるため、市民参加、協働が重要であり、地球温暖化対策推進市民会議の充実した活動を明記することも重要ではないか、というご意見がございました。事務局の考えとしましては、ご指摘のとおり、市民、事業者、行政が連携して取り組むことが重要であると考えており、それぞれの役割について「射水市環境基本計画」において具体的に明記し取り組んでおります。また、地球温暖化対策推進市民会議の活動としては、「市民環境講座」等を実施しており、当会議とも連携しながら推進することで、修正はしないことで考えております。

18番、「第2節 公共交通網の整備」についてであります。意見の内容としては、新幹線が開業すると高速バスの需要も高まると予想され、小杉駅前には高速バスの停留所設置を含めた拠点整備が必要であり、それは射水市公共交通プランには盛り込まれているが、本計画には盛り込まれていないので整合性に欠けるのではないかと、というご意見がございました。これにつきましては、基本計画を修正しております。136ページをお開きください。下から3行目になりますが、「第3 広域交流を活発化する公共交通機関の充実」の1の「(2)市内観光スポット及び主要都市を結ぶ公共交通機関進出の働きかけ」ということで追加修正しております、ここで停留所の設置を盛り込んでいきたいと考えております。

続きまして19番目、「第1節 防災・減災対策の推進」について意見がございました。市役所新庁舎周辺は浸水が予想される場所でもあり、最近の集中豪雨に基づき防災対策を考える必要があるのではないかと、というご意見がございました。事務局の考えとしましては、大雨等の注意報の1つ以上が発表された時から、第1次非常配備に移行できる準備態勢をとっており、また、状況に応じて被害の未然防止、または拡大防止に必要な各種対策を講じることとしていることから修正はしない考えであります。

6ページ目をご覧ください。20番目、同じく「第1節 防災・減災対策の推進」についてであります。ご意見としては、射水市はため池が多く、その耐震性と集中豪雨土砂崩れの調査と対策を行わなければならないのではないかと、というご意見がございました。事務局の考えとしましては、危険が予想される箇所については、随時点検・パトロールを行っており、対策・措置の必要な箇所が発見された場合は、管理責任のある関係機関に働きかけ、対応を求めていくこととしており、素案の修正はしないことで考えております。

21番目、同じく「防災・減災対策の推進」についてであります。市道橋梁の耐震化改修を含め、どのように災害に強いまちにするのか、予算はどうなるのかというご意見がございました。事務局の考えとしましては、災害時における通行機能の確保の観点から、道路及び橋梁の耐震化は重要であると考えております。そのような社会資本の整備に要する投資的経費の規模及び財源については、合併特例事業債の発行期限の延長等を踏まえ、新たな実施計画の中でお示しすることとしております。

22番目、原子力発電所に関して市はどのように向き合っていくのかというご意見がございました。事務局の考えとしましては、地域や家庭における環境負荷の低減を図るため、循環型・低炭素型社会の構築に向けた取り組みについて推進してまいります。

続きまして「第5部 みんなで創る開かれたまち」に関するご意見でございます。23番

目、「第1節 参画と協働によるまちづくりの促進」についてであります。ご意見といたしましては、小杉地区では単位自治会は存在せず、町内会として構成しており、備考欄に補足説明したほうが市民にとってわかりやすいのではないかと、というご意見がございました。これについては、ご指摘の趣旨を踏まえまして、資料2の165ページの欄外の注釈に「(小杉地区においては町内会)」と追加修正することで考えております。

24番、「第1節 信頼される市政の推進」のうち、「第2 透明で公正な市政の推進」についてであります。ご意見といたしましては、情報公開に関する首長の取り組み姿勢とチェック機能が働いているかが問題であり、市政情報の積極的な提供等がされなければ、市民から信頼される透明な市政の推進にはならない、というご意見がございました。事務局の考えとしましては、基本計画の中の「情報公開・情報保護の推進」や「市政情報の積極的な提供」の中で、信頼される市政の実現に向け努めるとし、修正はしない考えであります。

7ページをご覧ください。25番、「第1節 信頼される市政の推進」のうち、「第3 監査機能の充実」についてであります。ご意見といたしましては、外部監査制度導入については検討の段階は終えており、早急にすべきであるというご意見がございました。事務局の考えとしましては、本市には外部監査制度の法的設置義務はありませんが、他市の進捗状況等を見ながら、導入に向け引き続き検討することとし、素案の修正はしないこととしております。

26番、「第1節 信頼される市政の推進」についてのうち、「第4 高度な倫理観の維持」についてのご意見でございます。市長を頂点とする職員の倫理観が重要であり、「射水市政治倫理条例」の周知は誰を対象としたものか、というものでしたが、これについては、市民を対象に周知を図るものであり、そのように資料に記載しております。

27番、「第2節 健全な行財政運営の推進」のうち、入札についてであります。入札監視委員会等の第三者機関を設置してはどうか、というご意見がございました。事務局の考えとしましては、入札に係る手続の公正性・透明性を確保するため、今後とも適正な業者選定及び入札の執行に努めていくこととしており、素案の修正はしない考えであります。

以上、基本計画についてでありました。以降は、基本構想、基本計画の共通事項についての意見でございます。9項目あります。

28番目になりますが、全体的に「努めます」、「必要があります」との文言が多いというご意見がございました。これにつきましては、「必要があります」という文言は、具体的に

何が必要なのかを記載することで、【現況や課題】を明確にしようとしているものですので、変更はしないこととしております。また、「努めます」という文言につきましては、適宜修正したいと考えております。具体的には、資料2の45ページをご覧ください。「第5 安全教育の推進」で修正しておりますが、「推進に努める」という文言については、「推進する」ということであり、それから、「学校安全のための取り組みに努めます」という文言については、「学校安全のための環境づくりに取り組みます」ということで、「努めます」という文言については適宜改めております。

29番目になります。「射水市ゆかりの文化人会議」や「射水市顧問会議」の意見というものは、今回どう反映されているのかというご意見がございました。後ほども説明させていただきますが、「射水市総合計画顧問会議」を開催しておりますが、その中でいただいたご意見については、適宜修正したいと考えております。また、「射水市ゆかりの文化人会議」は、今回開催しておりません。

続きまして8ページ、30番目になります。個別条例、計画、方針などの名称を挙げて記載しているものとそうでないものがあるが統一すべきではないか、というご意見がございました。事務局の考え方としましては、各文章の中でわかりやすい表現となるように対応したものであります。従いまして、修正はしないことと考えております。

31番目になります。市長のマニフェストが計画に適切に反映されているのか、というご意見がございました。市の意見としましては、市長の政策公約の基本的な考え方や施策・事業については、基本計画の重点プロジェクトや各論の施策等に反映させ、総合計画との整合性を図っており、今後策定する実施計画においても施策・事業を計上することとしております。

続きまして32番、市政運営の「選択と集中」に「スピード」を追加してはどうかというご意見がございました。事務局の考え方としましては、市政運営の基本としてスピードを重視し、様々な課題に取り組んでいくこととし、素案は現状のままを考えております。

続きまして33番目、「選択と集中」について、予算ヒアリングなど可能な限り市民に公開すればどうかというご意見がございました。事務局の考え方としましては、予算ヒアリングの公開については、時間的制約もあることから、不可能と考えており、修正はしないことと考えております。また、施策の「選択と集中」については、予算案の概要についてこれまでも公表しておりますが、よりわかりやすくなるよう工夫することといたします。

続きまして34番になります。「審議会などの活性化と委員の選任などの適正化」をどこ

かに追加してはどうか、というご意見がございました。事務局の考え方としましては、基本計画の中にあります「参画を促進する体制づくりの推進」の中で生かしてまいりたいと考えております。なお、市では現状として「射水市審議会等の設置及び運営に関する要綱」を規定しており、その中で充実及び効率化を図っています。従いまして、修正はしない考えであります。

35番目になります。現行計画と実績を検証、総括することが先決であり、現行計画の何が間違っていて削除をし、何を新たに加えたのかわからない、とのご意見がございました。事務局の考え方としましては、先に実施しました射水市市政検証懇談会のご提言等を踏まえ、また、現計画の施策や今後重要と思われる施策に対する市民意識を把握した上で、今回お示ししている基本構想（案）及び基本計画（案）を作成していることを記載しております。

最後になります。36番目、財政計画の裏付けのない計画は実効性がなく、今後の財政見通しがどうなるのかを明らかにして、正しい現状認識に基づき基本計画の策定に取り組むべきである、というご意見がございました。事務局の考え方としましては、実施計画の実効性を担保する新たな中長期財政計画の中で、今後の財政見通しをお示ししていきたいと考えております。また、総合計画の実施計画と中長期財政計画との整合性を図ることはもちろんのこと、基本構想の第11章「構想の実現を目指して」においても、「健全な行財政運営に裏打ちされた計画の推進」を記載しており、そういったことも市政運営の基本である考えであることを記載しております。

以上がパブリック・コメントに対する対応について説明をさせていただきました。

続きまして、資料4をご覧ください。この資料は先の4月4日に開催しました、県議会議員の方々に構成されております顧問会議、あるいは市議会議員の方々からのご意見を項目ごとにまとめたものであります。

主なものとしまして、まず、「市の将来像に関するご意見」については、射水市をどういうまちにしていくのか、また、どういった方向に持っていくのか具体的なイメージがつかめない、というようなご意見がありました。それから、「人口増対策、目標人口に関するご意見」では、射水市は地理的な優位性を持っており、そういったものを生かしながら、どういう人口増対策が射水市にとってよいのか考えるべきである、というご意見がありました。それから、その他のまちづくり全般に関するご意見では、これからの10年は射水市が1つの都市として形を整えていく期間であるということ、そして、都市としてのグラン

ドデザインのような視点がもう少し必要だというご意見、裏面になりますが、射水市は小さいエリアながら色々そろっており、まちとして必要なものは大方そろっている良いまちである、という意見がございました。

以上を踏まえまして、修正箇所がございます。参考資料をご覧ください。今ほどのパブリック・コメントの修正以外に、顧問会議等のご意見、それから、適宜事務局側で修正したものの一覧であります。中身について概要を説明させていただきます。まず、1ページ、「第5章 射水市の将来像」について修正を加えております。資料2の11ページをご覧ください。今ほどの顧問会議でのご意見を踏まえまして、今後10年間の重要性あるいは本市の特性を十分に生かしたまちづくりを進めるという観点から、文中に、「今後の10年間は、大きく飛躍するための重要な期間です」、また、「射水市は、コンパクトな市域に、港湾、工業地、商業地、高等教育機関などさまざまな機能を持つ魅力ある資源が集積し」という文言を追加し、より具体性を持たせたいと考えております。それから、「第8章 土地利用の方向性」であります。これまでは「ベイエリア」としておりましたが、「射水ベイエリア」に呼称を変更するというものであり、裏面もご覧いただきたいのですが、基本計画の総論、各論においても、「ベイエリア」については「射水ベイエリア」に名称変更したいと考えております。

最後になります。基本計画各論の「第2部 健康でみんなが支え合うまち」の部分であります。資料2の89ページをご覧ください。「第3 地域医療・高齢者医療の連携・推進」の中の「(3)在宅療養患者等の受入機能を有し、地域包括ケアを支える病棟の整備」という文言を新たに追加しております。これにつきましては、昨今、地域包括ケアシステムの充実が求められており、今回、3月の診療報酬改定により、地域包括ケア病棟の制度が新設されたことから、射水市においても、その制度を導入して高齢者医療を推進するという観点から、今回、追加修正したものであります。

以上、資料についての説明を終わります。

【議長】

説明ありがとうございました。これからご意見をいただきたいと思うのですが、もう1回、資料の確認をしておきたいと思っております。まず、資料3は、パブリック・コメントということで、市民の皆さんから寄せられた意見ですね。

【事務局】

はい。



【議長】

それがこれだけあったということです。それから資料4は、市議会の議員の皆様のご意見と県議会議員の皆様による顧問会議におけるご意見、特に資料4については、例えば最初の だと、一番最後のフレーズに、「具体的なイメージがつかめない」とあります。これだけ一生懸命書いてきたのですが、資料4は政治家の皆さんの感想であるということで、それに対し、参考資料、それから資料3には、現場としての意見、考えを示した資料であると、そういう理解でよろしいですね。

【事務局】

はい。

【議長】

この審議会では、各専門部会で意見を詰めてきて、もうこれ以上ないだろうというところまで詰めてきたのがこの冊子、資料2になるわけです。そういうことを頭に置きまして、とにかく今日は総仕上げですので、前回までに議論されたことはあまり振り返ることはせずに、今日出された新しい観点からのコメント、指摘、それに対する当審議会の意見交換をしたいと思っておりますので、ご発言を求めます。

【委員】

資料4の一番下、「これからの10年は、射水市が1つの都市として形を整え充実していく期間であり、例えば公共施設の統廃合について、都市としてのグランドデザインのような視点がもう少し必要かと思う」とあります。私もこのとおりだと思います。あとは、「市街地が分散している。それらをどう連携させ、どう伸ばしていくのか」とあります。こういうことについても非常に大切なことであろうと思っております。現在、旧市町村には似通った施設がたくさんあるわけでございます。ちまたでは、統廃合になりますと、やはり地域エゴが非常に働くということも聞いております。そうした中で、この総合計画をより効率よく進めていくためには、都市としてのグランドデザインを考えた上で統廃合を図っていくことや、今は新湊、大門、大島、小杉と、点在というのは変ですが、バラバラに都市機能があるといいですか、市街地があるわけございまして、ここをどういうふうな形で連携させるなり、集中的に発展させるのかということも全体的にデザインをしながら効率よく進めていくということも、私は、この審議会委員でなくても、一市民としては非常に重要な場面であろうと思っております。市庁舎の統廃合についてさえ、色々と問題が起こっているわけですから、各市町村には図書館や体育館など、よく似た施設が混在し

ているわけでございまして、これをどういうふうに統廃合しながら、効率のいい市政をつくっていくかということも、10年間の総合計画の中において大切なことでありますし、市街地の問題にしましても、どう連携させ、どういうふうに発展させていくかということも非常に大切な問題であろうと私は思います。

以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。ただいまのご意見について、関連したご意見はございますか。

事務局に伺ってよろしいでしょうか。資料4の顧問会議等のご意見について、野上委員さんから、全くそのとおりだということでございます。こういう観点から、今後10年、それ以上の施策を考えていくべきだということで、非常に重要であるというご意見です。事務局も考えは同じかと思えます。では、具体的にどうするかということが問題で、先ほどのパブリック・コメントの中にもありましたが、それが市の行政にどうつながっていくのか、ということです。首長がそれをどう実行していくのか云々というコメントがございましたが、事務局から、ただいまの質問について、何かご発言はありますか。その点は、実行プランで実行していくということでも結構でございますが、お願いします。

【副市長】

市全体のランドデザインという大きなお話でしたので、私からお答えさせていただきますけれども、野上委員のおっしゃることは、全く私どもも同感でございまして、ある意味、この総合計画というのは、市全体のランドデザインを描く計画だと考えております。従いまして、一番わかりやすいといいましょうか、総合計画の基本構想の中の14ページに、土地利用の方向性という章がございます。この中で、射水市の土地利用の方向として、都市地域的な部分に、例えば住宅地あるいは商業地、工業地がございます。それが射水市の都市地域の中で、今、どういう位置付けになっているかというのが16ページの土地利用概念図で示してございますが、それぞれ性格付けをされた地域が、今このように点在しているということでありまして、将来的にもこれがそれほど大きく変わるものではないということ念頭に置いて、絵として描いているということでございます。あわせて、都市地域以外の農業地域や海岸というものは、当然、自然条件等で制約されて今の形になっているわけですが、それも16ページの図の中では、各地域として位置付けております。特に都市地域につきましては、県の広域的な都市計画もありますし、市としても都市計画あるいは都市マスタープランの中でも、それぞれの地域、区域が持つ性格というもの、これで一

つの方向性は出しているのではないかと考えておりますので、それぞれの都市計画なり、都市マスタープランなりというものが、この総合計画と矛盾のない形で、今後、改定の場合は策定されていくだろうと考えております。あとは、各分野の中でどのような肉付けをしていくのかというところが、まさしく今の総合計画の各論の部分で、具体的に、例えば福祉の分野でしたらどのような施設機能、あるいはこういったソフトの機能を持たせていくかということ各論として集約したものが、この総合計画の基本計画の各論部分だというふうにご理解をいただきたいと思います。従いまして、グランドデザインがどうなっているのかという県議会議員の方々に対する1つのお答えは、「そのグランドデザインの集大成がこの総合計画なんですよ」というふうになるのではないかと、私どもは考えている状況でございます。

【議長】

顧問会議のご意見にちょっと関係するかもしれませんが、17ページの「第9章 基本構想の構成図」を見ていただきたいのですが、「まちづくりの主要課題」という四角い枠がありまして、その中の「第4 持続可能な行財政運営」があります。ですから、財政運営をしっかりとするためには何が必要かということで、やはり経済活動の繁栄がなければ、健全財政の中で何かやろうとすると、赤字を出さないようにシュリンクするばかりですから、それでは言葉どおりやっちゃってしまって意味がないので、どうしたら健全財政そのものが上向きに、膨張するように、ということを見ると、商業活動に対する市としての支援とか、あるいは工業に対する支援など、先ほど言いましたように、射水市は小さいところにコンパクトに色々な業界が混ざっていると思います。最近、ある会合で出されたパンフレットに射水市の特徴をよく表した写真が出ていたのですが、そういったものを利用しながら、水産業、漁業、それから農業も高齢化の問題を議論しました。パブリック・コメントや顧問会議では出てはいませんでしたが、大学、富山高専、県立大と、富山県では最も学生の密度の高い地域であることなどの有利な点を生かし、商業、工業、農業、漁業が発展することによって、活字として掲げている持続可能な健全財政の市の運営ができるのではないかと思います。

パブリック・コメント、顧問会議のコメントなど、多方面から意見がありましたが、例えば目標人口9万人を10年後も維持すれば、さらに10年後も維持できるのではないかと考えるのですが、そのために色々な施策が必要だといった議論も前回にありました。顧問会議の中でも、人口減少の問題をどう捉えるのかなど、調査検討が必要だとしているのです

が、やはりここでまた共通の問題として出てきております。ということは、これをさっと読んでも、そういった問題に対して明確なわかりやすいメッセージが出し切れていないのかと考えてしまいます。実際はそう書いてありますという反論はしたいのですが、とにかくパブリック・コメント、顧問会議のコメントというのは非常に重要な指摘が多いわけですので、皆様方からのご意見を求めたいと思います。どの点についてでも結構ですので何かご意見はありませんか。

【委員】

今、基本計画について話が進んでいるのですが、例えば、今ほど修正されました「射水ベイエリアと市内を流れる庄川、内川、下条川等を有機的に結び」とありますが、私の見たところ、下条川が非常に汚れています。それを結びつけても、新湊の海に流れていく水は非常に汚くなるわけです。ということは、海でとれる魚も汚くなるし、当然、下条川にいる魚、コイでもウグイでも、生きてはいるのですが、非常に汚いと思います。下条川はどうして汚れているのか、何かきれいにする方法が残っているのではないかと思います。確かに美辞麗句、基本としてはこれでいいのですが、大切な川が汚れているということについて、どういう考えを持っておられますか。

【議長】

それに対しては、先ほど説明の中で、環境保全に対して云々というところがあったと思います。

【委員】

例えば、下条川が汚れている原因は、やはり市民から流される汚物というか、そういうものを処理してから川へ流すというような基本的なシステムが不足しているのではないかと思います。それを放っておいて、下条川も庄川も内川も全部新湊に流れている。それを有機的だと、基本的にそう言ったとしても、肝心の木の幹のところ汚れておれば、何の意味もないと思うのですが、違いますか。

【議長】

市では今後どのような対応策を考えておられるのか、お願いします。

【副市長】

下条川の汚濁というご指摘ですが、この会合での個別の話は想定していなかったもので、私どもの手元には何も資料がございません。必要ならば、またそういう情報もお伝えした

上でご説明をさせていただきますが、ただ1つ、はっきりしておりますのは、下条川も含めて市内の川の水が、国が定める、あるいは県が定める環境基準を下回っているところはございません。見た目、川が汚れているというような印象があったとしても、水質基準は全てクリアしております。考えられますのは、上流部で、いわゆる三方がコンクリートされていない支流もございますので、そこから泥が崩れたりして濁った水が流れるということは考えられるのですが、科学的な分析結果では、水質基準はクリアしていると私どもは認識しております。

【議長】

今、根本からどうするかということを考えていくことによって下条川、その他の川、街並みの整備を考えていくべきだというご指摘だったと思います。今、事務局から回答がありましたように、個別のことについては、今日、データなどが準備されていないので、これ以上議論しても明確な答えは出ないと思いますが、今後、当然、行政や市民の生活スタイルのあり方、もし工場排水というものが原因であれば、それをどう規制するかといった国の環境のルールがございますので、そういうところで適切にやっていただけたらと思います。

それでは、その他の方から何かございませんか。時間も大分経過しておりますが。今日のコメントの内容について、この総合計画にどのように反映されているかということについては、大方のご理解が得られたということにいたしまして、今日は最後でございますので、パブリック・コメントの話は少し横に置いて、今までの第1回目から4回目まで、大事な点をまだ発言していなかったというようなことも含めまして、全体のご意見を賜りたいと存じます。委員の皆様は、商業や工業などを推進されている、各分野からご出席されておりますので、何かご発言いただくと盛り上がるのではないかとと思いますが。

【委員】

私は、この委員の一員として出させていただいて、本当に色々なことを学ぶことができました。市の「まちづくりの基本方針」ということで5項目に掲げていることが本当に実ってくればいいなと思っている一員でもあります。私自身、個人的に高齢となり、介護保険を払う立場になりました。自分が後期高齢者になった時に、ここに掲げている「潤いのある安心して暮らせるまち」になっていていただきたいと思っております。私たち団塊の世代がたくさんの高齢者になります。その人たちが本当に安心して暮らせ、近場で何でもでき、私自身、目も悪くなりますと、運転もできなくなります。コミュニティバスを利

用しなくてはいけなくなるというような生活が間近に迫っております。そういう私たちの仲間も安心して暮らせるまちづくりに一生懸命取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【委員】

10年後に本当に安心して暮らせるのかと私自身本当に心配ですが、1つ、資料4のご意見で「目標人口をもっと高く設定して人口増対策に取り組むべきである」という言い方をされておられますが、人口増対策については、こちらから尋ねてみたい気持ちです。

また、射水市は合併してから実際に何も進んでいないと思います。庁舎問題は、来年合併して10年なのに進んでいません。良くなるのかと、本当にその心配のほうが大きいです。前回の会議でも言ったのですが、借金がすごく増えていると思います。国全体もそうです。借金がだんだんと増えていくのに、新庁舎が建ちますが、それでまた借金が増えます。簡単に何でも「やります、やります。」と言っておられますが、そういった意味では、もう少し縮小してもいいのでは、ということも考えます。

それから、私は「勤め先を大事に」ということを昔から言っております。「勤め先を大事に」ということは、勤めている場所、周りを全部きれいに、自分たちでしなければいけないということです。館の周りが草ぼうぼうでは一番だめなのですが、そんな状態です。そこに勤めている方が何百人いるのかわかりませんが、その方たちが1カ月に1回でいいですから、みんなそろって、朝30分ほどだけ早く来てやる。24時間の時間を有効に使う。自分たちが勤めさせていただいている場所を大事に、ということをやってほしいと思います。そういう考えがあれば自らできるのではないかと思います。それを外注にするとお金を取られます。そういう借金の積み重ねが増えてきていると、私はずっと思っております。

【議長】

大事な問題、私も言いたかった問題でありますけれども、ありがとうございました。その他にもどうぞ。

【委員】

この委員にさせていただいて、行政の幹部の方たちと何回か会議をご一緒させていただきました。しかし、私たち市民は、普通はこういう方たちと出会うことはほとんどありません。この基本計画ができて、実際、市民が行政と関わるとなると、もう少し一般的な行政の方たちと接することになります。この基本計画には、市民との協働ということが大変多くうたわれています。ですから、行政の方全員にこの精神を伝えて、市民が本当に、市

民自ら行動することによって、よい射水市をつくっていくという気持ちになるためにも、行政の方、全職員にこの精神を浸透させていただきたいと思います。

【議長】

どうもありがとうございました。

【委員】

基本計画の枝葉の部分になるのかと思いますけれども、芸術文化協会では、文化都市と言われるのでしたら、美術館の設立をと言っているのですが、今の財政では、美術館などはとても無理であるということを半分以上の人は認識しております。でも、市の財産になるような美術品、それから、みんなが活動していく常設の展示室を、ぜひ市の行政の皆さんにお考えいただきたいと強くおっしゃっていますので、お伝えしたいと思います。

また、私は芸術文化協会では芸能の担当で、来年合併後10年を迎えるわけですが、最初に射水市で芸術祭を準備した段階においては、どの方が旧大島町なのか、どの方が旧大門町なのか、どの方が旧新湊市の人なのか、何をしている人なのか、さっぱりわかりませんでした。でも、毎年少しずつ心を寄せ合って芸術祭に力を合わせることによって心を開き、今では本当にみんな心を合わせてできるようになりました。農業や工業、水産業など範囲が広過ぎて、みんなが一つになるというのは相当に時間のかかることだと思いますが、そこは、みんなが意識を持たないと、市からやってもらうことばかり思わないで、意識の改革というか、自分たちが立ち上がらないとだめだという、過去、現在、未来もその仕事一筋に来ておられる方たちばかりですので、何でもよくおわかりになると思います。どうすればよくなっていくか、どうやったら夢が持てるのかということをおわかりになると思うので、それを理解してもらうように、みんなで言い続けていかないとだめではないかと思えます。自分たちの燃え上がる情熱というか、そういうものを訴えかけるべきではないかと私は思いますが、私は生産者ではないので、みんなに食べさせてもらっている芸術の分野のほうなので大きいことは言えませんが、そう感じます。

【議長】

ありがとうございました。市町村合併によって、色々な人が射水市というところで生活し始めたわけですので、文化面での交流、それから商工会等の交流、そういったことで射水市としての市民ができると思います。十年一昔ですが、10年はあっという間に過ぎてしまいます。市庁舎を早くシンボルとして建ち上げていただいて、そこから新しい動きとして、気持ちも新たに、色々な文化的な活動もできるのではないかと思います。そういうこ

とを、今日の代表の皆様方の統合した意見として総合計画としてまとめ、政治家の皆さんや行政の方に効率的にやっていただく。それが本当の願いだと思います。ご意見、ありがとうございました。

私ども一人ひとり、身近に住んでいるところをきれいにするとか、文化交流をするとか、年寄りの介護だとか、自分たちでできるところをやり、やはり若者がたくさん後継者として住んでくれて、商業、工業、農業、水産業が盛んになり、人口が9万人以上になるということを実際に強く願っているわけでございます。

まだ時間があれば徹夜でもやりたいのですが、最後にお一人どうぞ。

#### 【委員】

一番若い青年という立場で一言お話しさせていただきたいと思います。私にも、小学生と中学生の子どもが2人おりますが、次代を担う子どもたちに豊かな心を育てほしい、健やかに成長してほしい、大きな夢を持って希望に満ちた人生を歩んでほしい、これは我々大人が持つ切なる願いであると思います。しかし一方で、今の子どもたちを取り巻く環境は決して万全であるとは言い切れない状況があると言われております。核家族化や少子化、共働き家庭の増加、インターネットやゲーム等の普及が進む中、親との関わりのみならず、地域の方々との関わりそのものが希薄になっている現状があると言われております。そして夢を持たない、また、持ったとしても、すぐに諦めてしまう子どもたちの増加が統計的にも明らかになっていると言われております。そういった中で、ぜひとも夢を感じることができまちなちづくりをしていただきたいと思いますし、そういったまちなちづくりに取り組んでいきたいと思っている一人でございます。どうかそういった夢や希望を、次代を担う人々が感じられる行政をよろしく願いたいと思います。意見でございます。

#### 【委員】

最後だとおっしゃったのですが、もう1人だけ、よろしく願いたいします。実を言いますと、射水市の婦人会は沈没寸前です。自由な参加ということなので、どこの町内も入らないということで、本当に会員が少ない状況です。私の出身の戸破地区は、強制的に女性部というものをつくりまして、20歳以上の女性のいる家は全部入ることになっています。そういうことになってから丸5年ですが、その前までは今の射水市の婦人会と同様で入る人が少なかったです。女性の力をもっと市として生かしていただきたい。東北の震災の時に問題になったのは、女性の人たちがすごく不自由でした。トイレにしてもそう、お風呂にしてもそう、寝るところにしてもそう、女性としての意見が生かされていなかったせい



です。それが大問題になっていました。ですから、射水市としても婦人会というものをもっと大切に、もっと生かしていただきたい。誰もが入っていただける、自由に入るのではなくて、入らなくてはいけないという状況をつくっていただきたいと思います。「犯罪の裏に女性あり」ではないですけれども、女性の力というのは本当に強いと思います。ぜひ婦人会というものをもう一度立ち直らせて、復活させ、大いに使っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。今日はたくさんご意見をいただいて、まだ時間があればお聞きしたいのですが、時間がないので、ご意見、コメントは、様式がございますので、ぜひ提出をお願いしたいと思います。

今日出された意見等を踏まえまして、最終的にはもう1回磨き直して、それを答申としていきたいと思います。それで、また全員集まっていただいているのはなかなか物理的に無理ですので、会長に一任していただけないかと考えております。ただし、私は随分いい加減なところがございますので、事務局の皆さんと一緒にきちんとしたものをつくるということで、ご了解いただけないでしょうか。

(「異議なし」の声、拍手あり)

【議長】

どうもありがとうございます。責任を持って、市長に答申できるものを事務局とつくり上げたいと思っております。それから、今日の議事録もまた皆さんのほうにお返しして、文言等の不都合なところがあれば直していただくということになります。それで、これを近々市長に答申するわけですが、私1人で答申というのは、「できました」というのは恐れ多いので、全員というわけにはいきませんが、部会長さんと私で、「恐れながら、こういうものになりましたので、ぜひよろしく」というような場を設けていただければと思うのですが、私と部会長さんということで、その任を任せていただけますでしょうか。

(「異議なし」の声、拍手あり)

【議長】

それでは、部会長さん、副会長さん、よろしくお願いいたします。実際、いつ、どういうことになるかということについて、事務局から説明をお願いできますか。

#### 4 その他

##### 【事務局】

それでは、今後のスケジュールについてご説明させていただきたいと思います。本日の審議会で、総合計画の基本構想及び基本計画に関する審議を終えさせていただきたいと思います。今ほど会長から申しましたように、この後、市長へ答申するという形になろうかと思えます。そこで、その日程でございますが、5月14日の水曜日に市長へ答申するという形で、現在調整しているところでございます。

また、事務局では、総合計画の実施計画の策定作業を並行して進めさせていただいております。実施計画は、基本計画でお示した各種の施策や事業を具体化するための行財政計画の年次計画でございます。そこで、8月中には取りまとまるよう、作業を進めているところでございますが、取りまとめ次第、委員の皆様にご報告という形をとらせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

#### 5 閉 会

##### 【会長】

それでは、皆様方の熱い思いを受けて、部会長と私で答申案を作成して答申をするという儀式に臨みたいと存じます。

それでは、昨年の6月から半年以上にわたりまして、色々なご意見、ありがとうございました。おかげをもちまして、原案が9分9厘できております。最後の1厘をまとめたいと思えます。

以上をもちまして、第4回総合計画審議会を閉じさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

閉会 午後2時55分